

の二を除く)、第五章並びに第六章(第一百二十五条を除く)の規定の適用については、法第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第三号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「刑名(共助刑である場合はその旨)」と、同規則第七条第一項第三号中「少受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三年法第五十八条第一項」とあるのは「国際十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項」による共助刑の執行の減輕又は免除」と、同規則第一百八十二条第一項第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。

の二を除く。）、第五章並びに第六章（第一百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の種類」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」と、同規則第

二十五条を除く。)の規定の適用について
は、第一小節第一項第一号の未効用の規

私は、下記(1)から(8)までの事項について理解した上で、かつ、本書面への署名押印に際して脅迫、強制、取引その他一切の不当な圧力が私に対して加えられなかつことを認めた上で、日本国への受入移送に同意します。

(1) 日本国に移送された後の刑は、拘禁刑となること。

(2) (1)の刑の刑期は、(裁判国の名称)で言い渡された刑について拘禁されるべき日数と同一の日数であること。ただし、(裁判国の名称)で言い渡された刑について拘禁されるべき日数が 30 年を超える有期の場合には 30 年となり、無期刑又は終身刑の場合には無期となること。

(4) 日本国に移送された後の刑は、日本国の法令に基づき執行されること。

立ては、(裁判国の名称)の法令に基づく手続により、かつ、(裁判国の名称)に対してのみこれを行うことができる。

て訴追及び処罰される可能性があること。ただし、処罰された場合であっても、刑の執行は全て免除されること。

日本国において訴及び処罰される可能性があること。

۱۰

年月

当職の面前において、上記のとおり署名押印したことを証明する。

年 月

官職署名押印

受入受刑者署名押印

晋

1

1

四

四

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記第一号様式を次のように改めぬ

別記第1号様式（法第6条關係）

受入移送同意書

(注)法第17条第2項の規定の適用を受ける受人受刑者については、記(2)中「30年」とあるのは「20年」書き換えること。

附 則

(施行期日) 第一条 この省令は、刑法等の一部を改正する法律(以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日

(令和七年六月一日)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(旧受入受刑者に関する経過措置)
第二条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(以下「整理法」という。)第四百九十五条第六項の規定により国際受刑者移送法第二十三条及び第二十五条の規定を適用する場合における国際受刑者移送法施行規則第四条、第六条及びこの省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則(以下「新国際受刑者移送法施行規則」という。)第十一条の規定の適用について、国際受刑者移送法施行規則第四条第二号中「法第二十二条の規定により適用される」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八条号。以下「整理法」という。)第四百九十五条第七項の規定により適用される」こととする。

第六十八条号。以下「整理法」という。)第四百九十五条第七項の規定により適用される法律(令和四年法律第六十七条号)第二条の規定による改正後の」と、同規則第六条中「法第二十一条の規定により適用される」とあるのは、「整理法第四百九十五条第七項の規定により適用される整理法第十四条の規定による改正後の」と、新国際受刑者移送法施行規則第十二条第一項第三号中「刑名(共助刑である場合はその旨)」とあるのは、「共助刑の種類」とする。

整理法第四百九十五条第七項の規定により更生保護法(平成十九年法律第八十八号)、刑法等一部改正法第六条又は第七条の規定による改正後のものを含む。)の規定を適用する場合における犯罪を改定する法律(平成二十年法務省令第二十号。以下この項において「社会内処遇規則」という。)第一章(第一条及び第二条を除く。)、第二章(第七条第一項、第三項及び第四項、第十一条から第十四条まで、第十五条第三項、第二十一条並びに第二十八条から第三十二条までを除く。)、第三章第一節(第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。)、第四節(第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。)及び第七節、第四章(第一百四十二条及び第一百四十四条の二を除く。)、第五章並びに第六章(第一百二十五条を除く。)並びに犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内処遇規則(以下この項において「新社会内処遇規則」という。)第七条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第二十一条、第二十八条及び第三十二条の規定の適用については、受入受刑者であつて、整理法の施行前に国際受刑者移送法第十三条の命令がされたもの(次項において「旧受入受刑者」という。)を拘禁に処せられた者と遇規則」という。)第七条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第二十一条、第二十八条及び第三十二条の規定による改正後の社会内処遇規則(以下この項において「新社会内処遇規則」という。)の規定により、次のように保安林(令和七年法務省令第十二号)の規定による改正前の国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなす。この場合において、社会内処遇規則第九十二条第一項第三号及び新社会内処遇規則第七条第一項第二号中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、社会内処遇規則第一百八十二条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、新社会内処遇規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、新社会内処遇規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」とする。

3 国際受刑者移送法施行規則第五条の規定は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、同条中「第三条」とあるのは、「国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令(令和七年法務省令第三十一号)附則第二条第二項」とする。
(受入移送同意書に関する経過措置)

第三条 整理法第四百九十五条第四項の規定により整理法の施行前に同項に規定する書面への署名押印を行わせる場合は、新国際受刑者移送法施行規則別記第一号様式により行わせるものとする。

その他告示

○農林水産省告示第六百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 宮崎県宮崎市高岡町五町字北谷一五六七の三〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木のとおりとする。

(三) 立木の伐採の方法

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 宮崎県宮崎市高岡町五町字池内一〇九六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木のとおりとする。

(三) 立木の伐採の方法

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の方法

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の方法

6 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法

7 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 立木の伐採の方法

8 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六) 立木の伐採の方法

9 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七) 立木の伐採の方法

10 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八) 立木の伐採の方法

11 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(九) 立木の伐採の方法

12 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十) 立木の伐採の方法

13 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十一) 立木の伐採の方法

14 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十二) 立木の伐採の方法

15 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十三) 立木の伐採の方法

16 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十四) 立木の伐採の方法

17 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十五) 立木の伐採の方法

18 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十六) 立木の伐採の方法

19 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十七) 立木の伐採の方法

20 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十八) 立木の伐採の方法

21 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十九) 立木の伐採の方法

22 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十) 立木の伐採の方法

23 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十一) 立木の伐採の方法

24 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十二) 立木の伐採の方法

25 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十三) 立木の伐採の方法

26 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十四) 立木の伐採の方法

27 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十五) 立木の伐採の方法

28 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十六) 立木の伐採の方法

29 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十七) 立木の伐採の方法

30 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十八) 立木の伐採の方法

31 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十九) 立木の伐採の方法

32 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十) 立木の伐採の方法

33 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十一) 立木の伐採の方法

34 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十二) 立木の伐採の方法

35 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十三) 立木の伐採の方法

36 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十四) 立木の伐採の方法

37 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十五) 立木の伐採の方法

38 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十六) 立木の伐採の方法

39 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十七) 立木の伐採の方法

40 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十八) 立木の伐採の方法

41 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三十九) 立木の伐採の方法

42 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十) 立木の伐採の方法

43 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十一) 立木の伐採の方法

44 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十二) 立木の伐採の方法

45 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十三) 立木の伐採の方法

46 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十四) 立木の伐採の方法

47 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十五) 立木の伐採の方法

48 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十六) 立木の伐採の方法

49 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十七) 立木の伐採の方法

50 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十八) 立木の伐採の方法

51 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四十九) 立木の伐採の方法

52 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十) 立木の伐採の方法

53 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十一) 立木の伐採の方法

54 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十二) 立木の伐採の方法

55 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十三) 立木の伐採の方法

56 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十四) 立木の伐採の方法

57 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十五) 立木の伐採の方法

58 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十六) 立木の伐採の方法

59 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十七) 立木の伐採の方法

60 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十八) 立木の伐採の方法

61 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五十九) 立木の伐採の方法

62 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十) 立木の伐採の方法

63 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十一) 立木の伐採の方法

64 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十二) 立木の伐採の方法

65 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十三) 立木の伐採の方法

66 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十四) 立木の伐採の方法

67 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十五) 立木の伐採の方法

68 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十六) 立木の伐採の方法

69 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十七) 立木の伐採の方法

70 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十八) 立木の伐採の方法

71 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六十九) 立木の伐採の方法

72 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十) 立木の伐採の方法

73 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十一) 立木の伐採の方法

74 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十二) 立木の伐採の方法

75 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十三) 立木の伐採の方法

76 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十四) 立木の伐採の方法

77 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十五) 立木の伐採の方法

78 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十六) 立木の伐採の方法

79 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十七) 立木の伐採の方法

80 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十八) 立木の伐採の方法

81 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七十九) 立木の伐採の方法

82 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十) 立木の伐採の方法

83 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十一) 立木の伐採の方法

84 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十二) 立木の伐採の方法

85 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十三) 立木の伐採の方法

86 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十四) 立木の伐採の方法

87 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十五) 立木の伐採の方法

88 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十六) 立木の伐採の方法

89 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十七) 立木の伐採の方法

90 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八十八) 立木の伐

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県厅及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字福原字源志山二三八四の一から二三八四の三まで・二四一七の一、二四一七の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字源志山二三八四の一から二三八四の三まで・二四一七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができます立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県厅及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

二 川字竹郷八二二の一、八二二の五、字丹郷八二二の一二、八二二の二九
二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐による。

字竹郷八二二の一・字丹郷八二二の二九
(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百三十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣 江藤 拓
一 保安林の所在場所 佐賀県多久市東多久町大字納所一九二九の三二から一九二九の二四まで
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百三十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日 農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 佐賀県伊万里市大川町駒鳴字山ノ神三六八八の一九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方針
主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第三百二十一号
関西国際空港の施設について告示した事項に変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和七年四月十七日

三十一号 第四十六条の規定に基づき、次のとおりとする。

令和七年四月十七日

一 設置者の氏名及び住所 新関西国際空港株式会社
二 空港の名称及び位置 関西国際空港 大阪府堺市
三 変更した事項 (変更前の事項については、令エプロン面積 百二十七万八千五百八十五平方メートル
四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 令和七年四月十七日
○九州地方整備局告示第七十六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法規定に基づき、告示する。
その関係方面は、令和七年四月十七日から一週間
令和七年四月十七日
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二百三号
(三) 区間

○農林水産省告示第六百三十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣 江藤 拓
一 保安林の所在場所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町
三津字童持二三五之一六、二三五一の三〇

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を佐
賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供
する。)

史があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百
九条第一項の規定により告示する。

国土交通大臣 中野 洋昌
云社 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地
泉南郡田尻町

(昭和二十七年法律第二百八十号) 第十八条第一項の
和七年四月十七日

間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長 森田 康夫

変更前	後別	敷地の幅員	延長
多	前	一四・二五・三一・二五	メートル
一二・九七・一九・〇八	後	一二・二一・三一	キロメートル
国道事務所		〇〇・二二	

第一次 所得 収 支	38,817	36,111	34,998
(対前年同月比)	(10.9)	(20.4)	(0.8)
第二次 所得 収 支	-3,584	-4,447	-3,467
(対前年同月比)	(3.4)	(-4.2)	(-16.3)
経常 収 支	40,607	-2,481	27,371
(対前年同月比)	(48.4)	(—)	(20.2)
資本 移転 等 収 支	-422	-219	-77
直 接 投 資	21,025	13,416	16,502
証 券 投 資	52,386	-36,786	-12,799
金 融 派生 商 品	274	7,915	3,082
そ の 他 投 資	-56,142	13,365	14,049
外 貨 準 備	5,530	3,214	5,357
金 融 収 支	23,073	1,125	26,191
誤 差 脱 漏	-17,112	3,824	-1,104

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

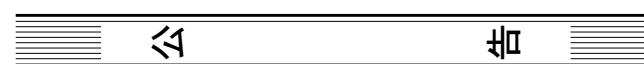
② 金融収支の符号は、+は純資産（資産－負債）の増加、-は同減少を示す。

令和6年10～12月中国際収支状況（第2次速報）

項目	10月	11月	12月	財務省	
				(単位：億円、%)	10～12月
貿易・サービス 収 支	-2,393	3,868	652	2,127	
(対前年同月(期)比)	(107.1)	(—)	(—)	(—)	
貿易 収 支	-1,527	1,191	542	206	
(対前年同月(期)比)	(-69.2)	(—)	(-59.3)	(—)	
輸 出	93,950	89,319	95,159	278,429	
(対前年同月(期)比)	(3.1)	(2.9)	(-0.6)	(1.8)	
輸 入	95,477	88,128	94,617	278,223	
(対前年同月(期)比)	(-0.6)	(-5.8)	(0.3)	(-2.0)	
サ ー ビ ス 収 支	-866	2,677	111	1,922	
(対前年同月(期)比)	(—)	(—)	(—)	(487.9)	
第一 次 所 得 収 支	32,644	34,489	13,233	80,367	
(対前年同月(期)比)	(1.6)	(12.1)	(-3.4)	(4.9)	
第二 次 所 得 収 支	-4,968	-4,224	-2,423	-11,615	
(対前年同月(期)比)	(47.1)	(46.9)	(-10.4)	(29.6)	
経常 収 支	25,283	34,133	11,463	70,879	
(対前年同月(期)比)	(-8.3)	(62.7)	(27.5)	(23.1)	
資本 移転 等 収 支	36	-146	-185	-295	
直 接 投 資	19,149	23,636	31,164	73,950	
証 券 投 資	-124,256	-14,819	33,979	-105,096	
金 融 派生 商 品	3,058	9,632	9,846	22,535	
そ の 他 投 資	118,631	-1,124	-59,313	58,194	
外 貨 準 備	2,072	7,061	6,777	15,910	
金 融 収 支	18,653	24,385	22,453	65,492	
誤 差 脱 漏	-6,665	-9,602	11,175	-5,092	

(備考) ① 四捨五入のため、合計に合わないことがある。

② 金融収支の符号は、+は純資産（資産－負債）の増加、-は同減少を示す。



諸 摘 項

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月17日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	Crezit株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区代々木1丁目21番5—403号M U S I K北参道
登録番号	関東(個) 第111号
営業廃止年月日	令和7年2月28日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月17日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	株式会社ニューアート・フィンテック
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目15番2号
登録番号	関東(個) 第101号—2
営業廃止年月日	令和7年3月15日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月17日

中国地方整備局長 林 正道

- 1 処分をした年月日 令和7年3月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社リーバン
大谷 訓 島根県松江市宍道町伊志見71-19
国土交通大臣許可（般-5）第29100号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月24日
付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年（家）第7428号

福岡県福岡市南区三宅2丁目36番6号
申立人 ダイアパレス大橋南第5管理組合
本籍福岡県柳川市大和町明野914番地1、最後の住所福岡県福岡市南区三宅2丁目36番6-306号ダイアパレス大橋南第5、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日令和5年10月11日頃から20日頃までの間、出生の場所福岡県山門郡大和町、出生年月日昭和31年3月16日、職業不明
被相続人 死 田中 利美
事務所福岡県福岡市中央区薬院1-7-12セルクル薬院3階
相続財産清算人 弁護士 松坂 典洋
催告期間満了日 令和7年11月28日
福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7026号

福岡県宗像市三郎丸1丁目21番5号
申立人 佐藤 忠喜
本籍福岡県福岡市中央区清川3丁目19番、最後の住所福岡県福岡市中央区清川3丁目19番7号、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日令和6年11月11日、出生の場所佐賀県三養基郡田代町、出生年月日昭和26年9月5日、職業無職
被相続人 死 佐藤 秀樹
事務所福岡県福岡市中央区大名2丁目4番38号チサンマンション天神III315号
相続財産清算人 司法書士 本田 昇
催告期間満了日 令和7年11月28日
福岡家庭裁判所

令和7年（家）第7038号

福岡県福岡市西区福重5丁目17番27号
申立人 弓削宏一郎
本籍福岡県福岡市中央区伊崎338番地、最後の住所福岡県福岡市中央区福浜1丁目1番9-204号、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和3年10月1日から10日までの間、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和37年1月18日、職業無職
被相続人 死 福澤 隆志

事務所福岡県福岡市中央区大手門3-4-22
O Mビル603

相続財産清算人 弁護士 松本 圭司
催告期間満了日 令和7年11月28日
福岡家庭裁判所

令和6年（家）第107号

横浜市鶴見区東寺尾1丁目15番L-405号
申立人 小門由紀子
本籍熊本県八代市豊原上町2948番地、最後の住所熊本県八代市大島町4865番地78、死亡の場所熊本県八代市、死亡年月日令和5年11月18日、出生の場所熊本県八代郡八千把村、出生年月日昭和3年8月1日、職業無職
被相続人 死 須崎美也子

事務所熊本県八代市西片町1529-1 アステル法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中松 洋樹
催告期間満了日 令和7年10月27日
熊本家庭裁判所八代支部

令和7年（家）第20013号

大分県別府市上野口町1番15号
申立人 別府市
本籍大分県別府市汐見町1番、最後の住所大分県別府市北のヶ浜町2番18号、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日令和3年8月21日頃から31日までの間、出生の場所大分県速見郡日出町、出生年月日昭和16年10月17日、職業不詳
被相続人 死 岩尾 蓮水

大分市荷揚町10番13号大分法曹ビル5階 弁護士法人いつき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三宅 悠太
催告期間満了日 令和7年11月14日
大分家庭裁判所

令和7年（家）第3号

鹿児島市鴨池新町10番1号
申立人 鹿児島県
本籍鹿児島県名瀬市大字伊津部勝182番地、最後の住所鹿児島県名瀬市以下不詳、死亡の場所鹿児島県名瀬市、死亡年月日平成14年9月1日、出生の場所鹿児島県大島郡三方村大字伊津部勝35番戸、出生年月日大正12年2月25日、職業不詳
被相続人 死 重井 ハル

事務所鹿児島県奄美市名瀬港町15番1号 本場奄美大島紳会館4F 里村法務事務所

相続財産清算人 司法書士 里村 紀幸
催告期間満了日 令和7年11月21日
鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年（家）第19号

福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
申立人 九州電力送配電株式会社
本籍鹿児島県姶良郡湧水町木場5146番地、最後の住所鹿児島県姶良郡湧水町木場5146番地、死亡の場所鹿児島県姶良郡湧水町、死亡年月日令和3年8月4日、出生の場所鹿児島県姶良郡栗野町、出生年月日昭和15年2月3日、職業不明
被相続人 死 宇治野廣美

鹿児島県鹿児島市真砂町48番2号鑑定ビル2階 泊成人司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 泊 成人
催告期間満了日 令和7年11月21日
鹿児島家庭裁判所大口出張所

令和7年（家）第17008号

沖縄県中頭郡西原町字池田169番地
申立人 島袋 宗信
本籍沖縄県那覇市首里赤田町3丁目6番地、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目15番地42、死亡の場所沖縄県那覇市、死亡年月日令和5年7月11日、出生の場所沖縄県首里市、出生年月日昭和22年9月12日、職業無職
被相続人 死 多和田眞秀
沖縄県那覇市古島2丁目29番2号 みつひろマンション2-B
相続財産清算人 司法書士 大城 健幸
催告期間満了日 令和7年11月15日
那覇家庭裁判所

令和7年（家）第316号

北海道帯広市西3条南7丁目2番地
申立人 帯広信用金庫
本籍北海道河東郡音更町駒場平和台7番地17、最後の住所北海道河東郡音更町駒場平和台7番地17、死亡の場所北海道河東郡音更町、死亡年月日令和4年12月7日、出生の場所北海道紋別郡下湧別村、出生年月日昭和28年9月17日、職業会社役員
被相続人 死 高橋 政則
北海道帯広市西3条南10丁目15番地雨宮ビル2階渡辺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡辺 紘生
催告期間満了日 令和7年11月7日
釧路家庭裁判所帯広支部

令和7年（家）第92号

青森県五所川原市字幾世森218番地6
申立人 社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

本籍青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野17番地2、最後の住所青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野17番地3、死亡の場所青森県五所川原市、死亡年月日令和5年3月1日、出生の場所青森県北津軽郡中里町、出生年月日昭和3年5月7日、職業無職
被相続人 死 鈴木ミサヲ

青森県五所川原市字大町1番地5ティーベンション2階 つがるひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大西 章
催告期間満了日 令和7年11月14日
青森家庭裁判所五所川原支部

令和7年（家）第4001号

盛岡市長田町6番2号
申立人 岩手県信用保証協会
本籍岩手県久慈市十八日町2丁目15番地、最後の住所岩手県久慈市天神堂第34地割37番地73、死亡の場所岩手県久慈市、死亡年月日令和5年5月30日、出生の場所岩手県久慈市、出生年月日昭和29年12月9日、職業会社役員
被相続人 死 中野 静児
岩手県二戸市福岡字上町11番地 福新ストア1階 橋本剛法律事務所
相続財産清算人 橋本 剛
催告期間満了日 令和7年11月7日
盛岡家庭裁判所久慈出張所

令和7年（家）第30005号

宮城県塩竈市旭町1番1号
申立人 塩竈市
本籍宮城県仙台市若林区東八番丁188番地、最後の住所宮城県塩竈市新浜町2丁目5番14号、死亡の場所宮城県塩竈市、死亡年月日令和4年4月日時不詳、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和31年1月27日、職業無職
被相続人 死 小野 哲朗
仙台市青葉区片平1丁目1番11号 カタヒラビル4階 リドウ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 原 一好
催告期間満了日 令和7年11月10日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30022号
 宮城県柴田郡大河原町字西桜町24番地12
 申立人 小山 礼子
 本籍宮城県大崎市岩出山字上川原町24番地
 4、最後の住所仙台市青葉区春日町8番5-
 403号、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、
 死亡年月日令和5年3月16日、出生の場所宮
 城県玉造郡岩出山町、出生年月日昭和18年11
 月12日、職業不明
 被相続人 亡 牛坂 剛
 仙台市青葉区春日町3番8号春日町ファイン
 ビル403-B 堀井実千生法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 堀井実千生
 催告期間満了日 令和7年11月27日
 仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30031号
 宮城県加美郡色麻町四竈字大原248番地1
 申立人 佐々木 充
 本籍宮城県加美郡色麻町四竈字大原100番地、
 最後の住所仙台市若林区上飯田2丁目28番26
 号、死亡の場所宮城県大崎市、死亡年月日令
 和元年9月27日、出生の場所宮城県加美郡色
 麻村、出生年月日昭和28年6月16日、職業無
 職
 被相続人 亡 佐々木順一
 仙台市青葉区大町1丁目2番1号 ライオン
 ビル5階 広瀬川総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 前田 大輔
 催告期間満了日 令和7年11月10日
 仙台家庭裁判所

令和6年(家)第9096号
 秋田市御町2丁目4番18号
 申立人 エール株式会社
 本籍秋田県秋田市大町6丁目117番地、最後
 の住所秋田市樺山本町7番30号 イデアル
 ヴィ102号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡
 年月日令和5年12月21日頃から31日頃までの
 間、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭
 和29年1月7日、職業無職
 被相続人 亡 長澤 輝昭
 秋田市山王6丁目1番13号 山王プレスビル
 6F
 相続財産清算人 司法書士 菊池 将
 催告期間満了日 令和7年11月11日
 秋田家庭裁判所

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人
 を次のとおり改任した。

平成28年(家)第5024号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍北海道夕張郡長沼町西6線南1番地、最
 後の住所北海道苫小牧市泉町1丁目4番4
 号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日
 平成26年6月11日、出生の場所北海道夕張郡
 長沼村、出生年月日昭和6年2月20日、職業
 無職

被相続人 亡 酒井 陳兆

事務所札幌市中央区南1条西10丁目タイムス
 ビル6階札幌リアル法律事務所

改任前の相続財産管理人 弁護士 関口 和矢
 事務所北海道苫小牧市表町2丁目1番14号王子
 不動産第3ビル5階小寺・松田法律事務所
 改任後の相続財産清算人 弁護士 角 大祐
 札幌家庭裁判所苫小牧支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい
 て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、
 下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に
 権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提
 出してください。もし下記権利を争う旨の申述の
 終期までに申述及び提出がない場合には、その無
 効を宣言することができます。

令和7年(家)第7号

埼玉県狭山市広瀬台3丁目5番6号

申立人 株式会社村松工業

代表者代表取締役 瀧澤 三博

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月16日

令和7年3月27日 東京簡易裁判所
 (別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BD 054354

金額 815,650円

支払期日 令和7年2月15日

支払地 東京都千代田区

支払場所 株式会社みずほ銀行神田駅前支店

振出日 令和6年12月13日

振出地 東京都千代田区

振出人 日東エレベータ製造株式会社 代表取
 締役 矢島 雅樹

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第8号

神戸市須磨区弥栄台4丁目8番地の1

申立人 株式会社ポン・サンテ

代表者代表取締役 林 利樹

申立人代理人弁護士 友廣 隆宣

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月16日

令和7年3月27日 東京簡易裁判所
 (別紙) 目録

小切手 42通

(1)小切手番号 X T188809

金額 白地

支払人 株式会社三井住友銀行新小岩支店

支払地 東京都葛飾区

振出日 白地

振出地 東京都葛飾区

振出人 株式会社ポン・サンテ 代表取締役
 福村 康廣

最終所持人 申立人

(2)小切手番号 X T188810

(3)小切手番号 X T188811

(4)小切手番号 X T188812

(5)小切手番号 X T188813

(6)小切手番号 X T188814

(7)小切手番号 X T188815

(8)小切手番号 X T188816

(9)小切手番号 X T188817

(10)小切手番号 X T188818

(11)小切手番号 X T188819

(12)小切手番号 X T188820

(13)小切手番号 X T188821

(14)小切手番号 X T188822

(15)小切手番号 X T188823

(16)小切手番号 X T188824

(17)小切手番号 X T188825

(18)小切手番号 X T188826

(19)小切手番号 X T188827

(20)小切手番号 X T188828

(21)小切手番号 X T188829

(22)小切手番号 X T188830

(23)小切手番号 X T188831

(24)小切手番号 X T188832

(25)小切手番号 X T188833

(26)小切手番号 X T188834

(27)小切手番号 X T188835

(28)小切手番号 X T188836

(29)小切手番号 X T188837

(30)小切手番号 X T188838

(31)小切手番号 X T188839

(32)小切手番号 X T188840

(33)小切手番号 X T188841

(34)小切手番号 X T188842

(35)小切手番号 X T188843

(36)小切手番号 X T188844

(37)小切手番号 X T188845

(38)小切手番号 X T188846

(39)小切手番号 X T188847

(40)小切手番号 X T188848

(41)小切手番号 X T188849

(42)小切手番号 X T188850

(2)乃至(42)の小切手の金額、支払人、支払地、振出
 日、振出地、振出人及び最終所持人は(1)の小切手
 の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て
 があったので、不在者は、届出期間満了の日までに
 当裁判所に生存の届出をしてください。届出が
 ないときは、失踪宣告を受けることになります。
 また、不在者の生死を知る者は、同日までにその
 旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第8号

福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字北原甲
 358番地3
 申立人 湯田 泰守

本籍福島県南会津郡南会津町田島字本町甲
 3894番地6、最後の住所福島県南会津郡南会
 津町田島字本町甲3894番地6

不在者 湯田 豊治

昭和29年10月23日生

届出期間満了日 令和7年7月30日

福島家庭裁判所田島出張所

令和7年(家)第1425号

東京都練馬区春日町4丁目21番21号

申立人 松浦 浩一

本籍樺太泊郡千歳村大字貝塚字北貝塚鉄道
 官舎壹号、最後の住所樺太以下不詳

不在者 松浦 貴子

大正13年4月24日生

届出期間満了日 令和7年8月1日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第2450号
 神奈川県横浜市鶴見区佃野町23番3-1001号
 申立人 藍田 和雄
 本籍神奈川県横浜市南区日枝町2丁目43番地、最後の住所不明
 不在者 上原庄次郎
 大正3年3月25日生
 届出期間満了日 令和7年7月26日
 東京家庭裁判所

令和6年(家)第1971号
 兵庫県姫路市北条宮の町192番地2
 申立人 田中 克典
 本籍岐阜県大垣市新馬場町7番地、最後の住所名古屋市中区栄5丁目8番6号
 不在者 田中 米勝
 昭和19年3月29日生
 届出期間満了日 令和7年8月8日
 名古屋家庭裁判所

令和6年(家)第635号
 兵庫県姫路市花田町高木133番地2
 申立人 坂本やす子
 本籍兵庫県姫路市野里951番地、最後の住所兵庫県姫路市花田町高木133番地2
 不在者 坂本 利雄
 昭和12年10月29日生
 届出期間満了日 令和7年7月31日
 神戸家庭裁判所姫路支部

令和6年(家)第159号
 愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月20番地
 申立人 林 順一
 本籍愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月20番地、最後の住所本籍地と同じ
 不在者 林 正見
 昭和22年1月2日生
 届出期間満了日 令和7年7月31日
 松山家庭裁判所愛南出張所

令和7年(家)第16号
 佐賀県佐賀市高木瀬東5丁目10番1号
 申立人 實松 正剛
 本籍佐賀県佐賀市新栄東1丁目670番地4、最後の住所佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸670番地4
 不在者 實松恵美子
 大正14年1月23日生
 届出期間満了日 令和7年7月31日
 佐賀家庭裁判所

令和6年(家)第40号
 沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1500番地1
 申立人 儀間 幸子
 本籍沖縄県宮古島市伊良部字伊良部17番地、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字伊良部17番地
 不在者 垣花 弘一
 昭和15年3月30日生
 届出期間満了日 令和7年7月24日
 那霸家庭裁判所平良支部

令和6年(家)第50号
 愛知県みよし市打越町上屋敷59-5
 申立人 岡田 脩美
 本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添359番地5、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字前里添359番地5
 不在者 糸満 フミ
 昭和2年9月5日生
 届出期間満了日 令和7年7月25日
 那霸家庭裁判所平良支部

失踪宣告

令和6年(家)第35号
 本籍北海道天塩郡幌延町字下沼322番地、最後の住所北海道天塩郡幌延町字下沼322番地
 不在者 佐々木政義
 昭和31年4月21日生
 令和7年3月25日失踪宣告審判確定
 旭川家庭裁判所天塩出張所裁判所書記官

令和6年(家)第143号
 本籍宮城県登米市東和町米川字町89番地、最後の住所宮城県登米市東和町米川字町89番地
 不在者 須藤 善久
 昭和49年1月30日生
 令和7年3月22日失踪宣告審判確定
 仙台家庭裁判所登米支部裁判所書記官

令和6年(家)第806号
 本籍名古屋市中区千代田2丁目1015番地、最後の住所名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地の14
 不在者 山田美智代
 昭和40年4月2日生
 令和7年3月22日失踪宣告審判確定
 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第300号
 本籍山口県熊毛郡上関町大字長島167番地5、最後の住所愛知県一宮市神山3丁目6番23号
 不在者 加世 忠廣
 昭和25年2月6日生
 令和7年3月26日失踪宣告審判確定
 名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和6年(家)第167号
 本籍愛媛県伊予市上吾川2306番地、最後の住所愛媛県伊予市上吾川2091番地の3
 不在者 富田 浩
 昭和40年4月19日生
 令和7年3月25日失踪宣告審判確定
 松山家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第49号
 本籍熊本県阿蘇郡産山村大字産山1273番地、最後の住所熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4974番地1
 不在者 酒井 秀俊
 昭和33年7月14日生
 令和7年3月20日失踪宣告審判確定
 熊本家庭裁判所阿蘇支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第1号
 沖縄県那覇市真嘉比1丁目4番7号
 申立人 沖スレート株式会社
 代表者代表取締役 松田 隆
 申立代理人弁護士 亀山 聰
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月17日
 令和7年3月19日 那覇簡易裁判所
 (別紙) 目録

約束手形 1通
 手形番号 BA09668
 金額 2,800,000円
 支払期日 令和6年10月28日
 支払地 沖縄県那覇市
 支払場所 沖縄銀行古波蔵支店
 振出日 令和6年7月31日
 振出地 沖縄県那覇市泉崎1丁目16番5号
 振出人 会社名株式会社丸憲 役職氏名代表取締役 比嘉 秀一
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人

**振出人 株式会社BUILDLIFE 代表
 取締役 持留 浩樹
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人
 令和6年(ヘ)第3号
 東京都台東区根岸2丁目19番18号
 申立人 株式会社マルゼン
 代表者代表取締役 渡辺 恵一
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月21日
 令和7年3月24日 熊本簡易裁判所
 (別紙) 目録
 為替手形 1通
 手形番号 NZ53633
 金額 767,828円
 支払人 株式会社丸菱ホールディングス
 支払期日 令和6年12月10日
 支払地 熊本市
 支払場所 株式会社肥後銀行本店営業部
 振出日 令和6年9月13日
 振出地 白地
 振出人 株式会社丸菱ホールディングス 代表
 取締役 本田 正弘
 引受人 株式会社丸菱ホールディングス 代表
 取締役 本田 正弘
 受取人 申立人
 最終所持人 申立人
令和6年(ヘ)第1号
 沖縄県那覇市真嘉比1丁目4番7号
 申立人 沖スレート株式会社
 代表者代表取締役 松田 隆
 申立代理人弁護士 亀山 聰
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月17日
 令和7年3月19日 那覇簡易裁判所
 (別紙) 目録
 約束手形 1通
 手形番号 BA04077
 金額 967,000円
 支払期日 令和6年12月31日
 支払地 愛知県豊川市
 支払場所 株式会社名古屋銀行豊川支店
 振出日 令和6年8月31日
 振出地 愛知県豊川市豊川町**

令和6年(ヘ)第3号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

京都市左京区岡崎東福ノ川町9番地

申立人 善正寺

代表者代表役員 峰村 法応

権利の届出の終期 令和7年3月14日

令和7年3月21日 京都簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 京都市左京区岡崎東福ノ川町4番2
宅地 451.23平方メートル

(2)登記年月日番号

設定登記(原因 明治39年5月1日設定)

明治39年5月14日京都地方法務局受付第3063
号

移転登記(原因 明治44年1月24日家督相続)
大正3年9月17日京都地方法務局受付第6351
号

移転登記(原因 大正3年9月11日譲渡)
大正3年9月17日京都地方法務局受付第6352
号

(3)登記した権利の内容

明治39年5月1日地上権設定

目的 家屋所有

存続期間 10年

地代 1月2円

支払期 每月10日

地上権者 滋賀県滋賀郡膳所町大字中庄191番
地
森 金十郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第147号

川崎市多摩区長沢1-27-7 PINECRE

EKSQUARE001

債務者 株式会社ONE WORD

代表者代表取締役 森谷 真也

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澄川 圭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時20分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第59号

愛知県豊橋市牟呂町字内田88番地の2

債務者 有限会社上原自動車

代表者取締役 上原 隆宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 正純
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第467号

東京都府中市浅間町4-2-30-308

債務者 株式会社レックスダービージャパン
代表者代表取締役 高橋 俊文

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷村 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第470号

東京都多摩市関戸4丁目24番地7第16通南ビル2階

債務者 株式会社best place

代表者仮代表取締役 番場 弘文

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 仁史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第93号

静岡県掛川市御所原7番7号

債務者 株式会社ありがとう

代表者代表取締役 黒柳 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三和田健介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第38号

山形県東村山郡山辺町大字山辺字大門2907番地の1

債務者 株式会社丸長メリヤス

代表者代表取締役 長岡 賢和

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 朋泰
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時30分

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第109号

兵庫県姫路市網干区垣内南町1441番地の6

債務者 株式会社山崎屋

代表者代表取締役 雨盛 勝巳

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 陽平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時15分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第92号

佐賀市堀川町2番27号

債務者 株式会社Y&T—apple

代表者代表取締役 佐藤 義則

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古賀 大輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2時30分

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第58号

新潟市西区青山4丁目7番26号ベレーザ青山A106

債務者 合同会社kisuke

代表者代表社員 佐藤 宏二

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大花 真人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第371号

東京都品川区西大井6丁目15番8号春沢ビル

債務者 株式会社オリンテス

代表者代表取締役 吉澤 勇気

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後3時10分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第71号

大阪府東大阪市横枕西5番20号

債務者 株式会社ティーエヌエス

代表者代表取締役 貴嶋 良一

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高谷 政史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時15分

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第9号

山口県宇部市新天町2丁目4番22号

債務者 株式会社バーカリーメルシー

代表者代表取締役 安田 煙夫

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 琢治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時

山口地方裁判所宇部支部

令和7年(フ)第35号 群馬県太田市飯田町577番地 債務者 株式会社ブルーム 代表者代表取締役 北村 敏夫 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後2時30分 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本晋太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午前10時30分 福井地方裁判所敦賀支部	令和7年(フ)第571号 神奈川県茅ヶ崎市代官町5-1-302 債務者 株式会社エンバー・アンテック 代表者代表取締役 浅野 久志 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午前10時 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第228号 京都市山科区柳沢西浦町41番地の85柳沢団地 B棟418 債務者 有限会社マグモレー 代表者取締役 開主 滋雄 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月2日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高島健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午前10時30分 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第572号 神奈川県茅ヶ崎市代官町5-1-302 債務者 株式会社ジーンテック 代表者代表取締役 浅野 久志 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午前11時 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第523号 名古屋市中川区高畑5丁目68番 債務者 株式会社タカムラ 代表者代表取締役 高村 互 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 智彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月3日午後1時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹原 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午前11時 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第66号 金沢市横川4丁目158-1ヴィヴレ横川A 101、従前の住所石川県野々市市市徳用2-35 マリーナA201号室 債務者 合同会社Fiar Drive 代表者代表社員 西田 莉汰 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊田 康宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月11日午後2時 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第313号 埼玉県朝霞市泉水1-4-24-507 債務者 株式会社Battery 代表者代表取締役 片岡 明良 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 理瑛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午前10時20分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 船山 尚吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月8日午前11時10分 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和7年(フ)第24号 広島県尾道市浦崎町4565番地1 債務者 株式会社西日本ネクスト 代表者代表取締役 神原 孝政 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 広太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月11日午前10時 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第14号 福井県敦賀市木崎3号11番地の2クリアスプリング中央2番館201号室 債務者 株式会社S.I.C.K 代表者代表取締役 北尾 和月	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関口 和矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月9日午前11時30分 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第88号 福島県須賀川市八幡山232番地1 債務者 株式会社アイ・パートナー 代表者代表取締役 真壁 正彦 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤田 豆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3074号 神奈川県大和市上草柳6丁目16番21号 債務者 株式会社真誠工業 代表者代表取締役 荒 幸一 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安達 信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 横浜地方裁判所第3民事部	3 破産管財人 弁護士 萩原 知明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2時 福岡地方裁判所柳川支部破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	令和7年(フ)第229号 京都市山科区柳辻西浦町41番地の85 柳辻団地B棟418 債務者 開主 滋雄 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第904号 大阪市鶴見区今津北1丁目6-38 債務者 株式会社今村 代表者代表取締役 今村真一郎 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 康行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	岡山市東区益野町888番地9 湯浅ヨーボ 101号室 債務者 渡邊 亮介 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 祐介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第8号 岩手県九戸郡洋野町種市第39地割39番地59 債務者 佐藤 富也 1 決定年月日時 令和7年4月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和7年(フ)第35号 神奈川県横須賀市森崎1丁目15番3号 ピリオナービル404 債務者 稲場 正人 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 繁行 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第100号 奈良市南京終町4丁目337番地1 債務者 一般社団法人ずいおう 代表者代表理事 芝原 賢 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 宗彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時 奈良地方裁判所破産係	茨城県ひたちなか市笠野町1丁目12番1-301号 アネージュ笠野アベニール 債務者 小沼 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第47号 神奈川県横須賀市深田台73番地、旧住所神奈川県横須賀市鶴が丘2丁目13番24号 債務者 中川 恵美 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 義久 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	令和7年(フ)第494号 東京都小金井市東町4丁目32番19号K-ウェルテクス105 債務者 橋口 忍 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第496号 神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目2番13号 債務者 株式会社ペントブルー 代表者代表取締役 中山 和也 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井川哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時30分 横浜地方裁判所第3民事部	愛知県豊橋市牟呂町字内田88番地の2 債務者 上原 隆宏 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 正純 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第60号 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3390番地113 債務者 高見 康昭 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 聖明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	
令和7年(フ)第12号 福岡県大川市大字向島705番地2 債務者 株式会社光建設 代表者代表取締役 宮崎 博明 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。			

令和7年(フ)第341号 東京都東大和市桜が丘4丁目29番地の94 債務者 柿内 孝宏 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月1日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第193号 栃木県那須塩原市共墳社145番地3 アストレアB-203号、前住所栃木県鹿沼市睦町326番地31 債務者 田村 尚美 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石神 知也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年(フ)第450号 東京都八王子市子安町4丁目21番10号 債務者 野澤 幸男 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田慎一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第196号 栃木県大田原市野崎1丁目17番地18 債務者 八木澤 航 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和6年(フ)第291号 神奈川県逗子市沼間5丁目17番9号 債務者 原 亮介 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 尚 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 横浜地方裁判所横須賀支部 令和6年(フ)第292号 神奈川県逗子市沼間5丁目17番9号 債務者 原 千恵 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 尚 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 横浜地方裁判所横須賀支部 令和7年(フ)第28号 福島県喜多方市字沼田6983番地1 コーポ沼田103号 債務者 菅野 保成 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新田 周作 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係 令和7年(フ)第447号 東京都国分寺市南町3丁目2番22号CITY S P I R E 国分寺217 債務者 鈴木 博美	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 掛川 亜季 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第468号 東京都府中市浅間町4丁目2番地の30ウィスティリア浅間308 債務者 高橋 俊文 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷村 明子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第469号 東京都府中市浅間町4丁目2番地の30ウィスティリア浅間308 債務者 高橋美奈子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷村 明子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第397号 東京都青梅市新町3丁目10番地の6エトワール303 債務者 藤倉 和美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 成瀬 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
--	---	---

令和7年(フ)第433号 東京都三鷹市上連雀7丁目9番4号Yフラット101 債務者 李大美根子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉橋 博文 4 破産債権の届出期間 令和7年5月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月1日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第94号 静岡県掛川市御所原7番7号 債務者 黒柳 誠 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三和田健介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第13号 静岡県御前崎市佐倉1004番地の1 サクラヴィレッジウエスト 3号-A 債務者 新藤 孝志 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	令和7年(フ)第16号 静岡県磐田市岩井1907番地1995、前住所静岡県御前崎市池新田2343番地の23 債務者 野川 初枝 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 智幸 4 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	令和7年(フ)第497号 神奈川県横須賀市追浜東町1丁目75番地14 債務者 中山 和也	1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井川哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 横浜地方裁判所追浜東町1丁目75番地14 債務者 中山 和也	令和7年(フ)第9号 兵庫県尼崎市東園田町1丁目79番地の1 メゾンプロムナードII 304号 債務者 天水 郁織 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和6年(フ)第6030号 大阪府茨木市橋の内2丁目3番3号の5 メゾン丸美 103号 債務者 輪田 卓也 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 針谷健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1173号 大阪市城東区天王田4番28-906号 債務者 笠下社会保険労務士事務所こと 笠下 大介 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 穎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第539号 愛知県豊田市八草町力石76番地3 債務者 堀 洋志 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白鳥 亜紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
--	---	--	---	---	---	--	--	---	---

令和7年(フ)第31号 長崎県長崎市赤迫2丁目4番31-206号 債務者 川崎 清子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増崎 勇太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 隼大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第70号 福岡県小郡市希みが丘1丁目9番地8 債務者 肥山 昭二 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴崎 陽三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第46号 愛知県稻沢市稻沢町前田182番地1 Hous e Of D II-102 債務者 ネクスト東海こと 西尾 洋一 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 雄介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤田 若菜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 長野地方裁判所松本支部	令和7年(フ)第67号 長野県安曇野市三郷温6901番地1 債務者 沢目さゆり 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤田 若菜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第433号 札幌市東区北6条東8丁目1番3-907号 債務者 宮本 昌勝 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石松 慶康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第433号 札幌市東区北6条東8丁目1番3-907号 債務者 宮本 昌勝 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石松 慶康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第85号 福岡県三井郡大刀洗町大字本郷26番地12 債務者 中島 栄作 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩村 貴秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第248号 京都府城陽市寺田林ノ口22番地の1 プレ ミール城陽505号 債務者 藤岡 稔 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西谷 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第248号 京都府城陽市寺田林ノ口22番地の1 プレ ミール城陽505号 債務者 藤岀 稔 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西谷 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第88号 福岡県久留米市国分町1907番地10 セントラ ルパークII 203号、前住所福岡県久留米市国 分町1670番地 グランモア105号 債務者 原武 伸次 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第98号 静岡市葵区音羽町26番9-101号 債務者 杉山 茂明 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永野 賢二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第98号 静岡市葵区音羽町26番9-101号 債務者 杉山 茂明 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永野 賢二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第9号 福岡県久留米市国分町987番地20 債務者 佐藤 武寿 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第198号 埼玉県春日部市栄町2丁目5番地5 債務者 中村 雅俊 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横須賀徳博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第198号 埼玉県春日部市栄町2丁目5番地5 債務者 中村 雅俊 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 恒平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第89号 福岡県久留米市国分町987番地20 債務者 佐藤 武寿 1 決定年月日時 令和7年4月4日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第23号 岐阜県本巣郡北方町北方74番地の14 債務者 田中 和希	令和7年(フ)第23号 岐阜県本巣郡北方町北方74番地の14 債務者 田中 和希	令和7年(フ)第93号 福岡県久留米市西町750番地12 債務者 荒木 雅子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村 悠佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第68号

埼玉県深谷市西島町3丁目1番地2 スカイハイツ505号、旧住所埼玉県熊谷市赤城町1丁目1番地4
債務者 折戸 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 陽一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第76号

埼玉県熊谷市御正新田19番地3
債務者 飯島 武

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白根 心平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第95号

埼玉県児玉郡上里町大字七本木3114番地11
債務者 川瀬 里佳

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下永吉純子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第59号

新潟市西区小針2丁目30番19号 ルーチェ104、前住所新潟市東区宝町7番19号 宝荘1-2号
債務者 佐藤 宏二

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大花 真人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第98号

新潟市西区善久1044番地10 EXCEL V ILL A301号
債務者 中野みえ子

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤 圭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第82号

福島県郡山市笛川1丁目139番地の2 フレグランス21A203号、前住所宮城県塩竈市宇賀塚97番地2
債務者 土嶺 哲

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊坂奈緒美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第86号

埼玉県三郷市彦成3丁目12番4-404号
債務者 福井隆太郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中塚 力雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後3時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第698号

横浜市南区井戸ヶ谷下町45番地2 コーポ高橋201
債務者 菊池 充

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第18号

宮崎県都城市久保原町10街区17の15号
債務者 古谷伊津子

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井 崇敦
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第44号

山形市あこや町2丁目8番12号 ハウスあこや 103号、前住所山形市松山1丁目4番1号
債務者 安西 貴子

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第96号

埼玉県熊谷市下奈良773番地12 中妻団地3-302
債務者 山口 邦夫

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第82号

福岡県久留米市西町560番地7
債務者 松尾 利香

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第83号

福岡県久留米市小森野2丁目1番6-101号
債務者 柳 文子

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第39号

新潟県長岡市下山4丁目40番地1 ハイツ下山102号室
債務者 増田 菜美

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第372号

名古屋市天白区植田3丁目705番地 レスピールうえだ506号
債務者 長谷川敦子

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事部

令和7年(フ)第465号

名古屋市瑞穂区鍵田町2丁目14番地 エクシードみづほ106号
債務者 森川 薫

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第491号

愛知県春日井市大留町5丁目10番地9 エクレール201号
債務者 長嶺 愛

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第499号 愛知県半田市亀崎北浦町2丁目63番地 債務者 濱地 直美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第2099号 さいたま市緑区東浦和4丁目6番地1 サンシティーグリーンパーク103 債務者 小野 葉子 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第92号 埼玉県羽生市南8丁目17番地10 Kコーポ102 債務者 木村 竜也 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第509号 愛知県春日井市上条町5丁目3953番地56 債務者 小川 達也 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第51号 岡山県倉敷市中庄1464番地1 市営東中庄団地109号 債務者 高岡 隆晃 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第201号 川崎市高津区上作延1丁目22番5-105号 クオス溝のロレジデンシャルヒルズ 債務者 八巻 治子(旧姓奥原) 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第530号 名古屋市天白区島田黒石714番地 藤澤ビル2B 債務者 柴田 恭子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第56号 岡山県倉敷市西阿知町378番地7 債務者 大源 将士 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第201号 川崎市高津区上作延1丁目22番5-105号 クオス溝のロレジデンシャルヒルズ 債務者 八巻 治子(旧姓奥原) 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第57号 岡山県倉敷市西阿知町378番地7 債務者 大源亜衣美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第57号 岡山県倉敷市西阿知町378番地7 債務者 大源亜衣美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第452号 埼玉県川口市北園町15番4号 東浦和ビル3階 債務者 福留 啓太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第18号 新潟県長岡市関原南1丁目4344番地 コータス5号 債務者 新井 剛 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第612号 名古屋市千種区千種1丁目21番16号 VIVI RE YAMASHITA 2B号 債務者 長江 佑樹 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第612号 名古屋市千種区千種1丁目21番16号 VIVI RE YAMASHITA 2B号 債務者 長江 佑樹 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第71号 埼玉県羽生市北1丁目5番2号 債務者 高橋由美子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第24号 北海道岩見沢市美園5条7丁目7番6号 債務者 佐藤 園子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第5号 岡山県倉敷市連島町鶴新田1117番地37 債務者 山縣佳津代	令和7年(フ)第36号 北海道網走市美幌町字青山北51番地の9 債務者 竹村 義則(旧姓山田) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第36号 北海道網走市美幌町字青山北51番地の9 債務者 竹村 義則(旧姓山田) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第24号 北海道岩見沢市美園5条7丁目7番6号 債務者 佐藤 園子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ) 第25号 横浜市緑区十日市場町1677番地3 アーバン・スペース102号室 債務者 篠 幸一 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ) 第351号 神奈川県大和市福田1丁目9番地4 ライオネズマンション桜ヶ丘駅前213号 債務者 銀島 宇弥 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ) 第512号 横浜市神奈川区白幡町9番6号 Tレジデンス8号室 債務者 益子 愛 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ) 第570号 横浜市港北区綱島西5丁目3番16-212号 債務者 伊澤 裕子 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ) 第588号 神奈川県綾瀬市寺尾南3丁目3番15号 緑ハイツ102 債務者 鈴木 浩	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ) 第1398号 京都府八幡市八幡吉原48番地 ラフレシール101、前住所京都府八幡市八幡隅田口92番地の19 債務者 中村友衣子(旧姓梶原)	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第181号
堺市北区大豆塚町1丁116番地 ロワイヤル
ハイツ205号
債務者 森家 大治
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第190号
大阪府河内長野市松ヶ丘東町1343番地の4
<マーベラス113号>
債務者 井上 将木
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第209号
堺市美原区菩提41番地1 レオパレスMAM
A106号
債務者 上梶 隆之
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第212号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地
217
債務者 村田 多栄
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第218号
堺市西区浜寺諫訪森町西2丁159番地8
ヴィオニエ205号
債務者 スタジオ ポテトこと 福嶋 敏信
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第228号
堺市西区神野町2丁5番22号 ホルティ津久野106号、前住所堺市西区草部1800番地4棟1105号
債務者 中村 美穂
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第236号
堺市南区三原台1丁3番10—1103号
債務者 岩谷 一雄
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第243号
大阪府高石市千代田4丁目4番17号
債務者 野瀬 東雄
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第269号
大阪府富田林市寺池台4丁目2番319—203号
債務者 三溝 美礼

1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第272号
大阪府富田林市藤沢台7丁目2番12号(102)
債務者 小坂美津夫

1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第54号
奈良県大和高田市西三倉堂2丁目7番17-105号 ハイツ歓喜A
債務者 松浦 裕子

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第55号
奈良県大和高田市西三倉堂2丁目7番17-105号 ハイツ歓喜A
債務者 松浦 楓夏

1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第48号
釧路市城山2丁目3番9号 メゾンスミレ
101号室
債務者 水澤純一郎

1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第37号

北海道帶広市大空町6丁目3番地2 大空5
街区1-126号

債務者 岩上 恵美

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第23号

新潟県阿賀野市中ノ通93番地の3

債務者 石井 伸靖

1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第54号

奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1 中登
美園地E31-301号

債務者 古八テレサこと FURUHACHI
TERESA DE GUZMAN

1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第431号

東京都武藏村山市神明1丁目48番地の22

債務者 齊藤 善久

1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第92号	茨城県常陸大宮市小場5705番地の22 債務者 森 広守 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第90号	静岡県浜松市中央区参野町225番地の1 サンスクウェアカミムラ302、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島529番地の29 債務者 清井ヨシミこと キヨイ ヨシミ(KIYOI YOSHIMI) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第91号	静岡県浜松市中央区参野町225番地の1 サンスクウェアカミムラ302、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島529番地の29 債務者 清井イルランデこと ソアレス デ オリベイラ キヨイ イルランデ(SOARES DE OLIVEIRA KIYOI IRLANDE) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第855号	大阪市西成区鶴見橋2丁目9番1号 大栄マンション 303号、前住所大阪市西成区天神ノ森2丁目1番19号 アマノビルVI 201号 債務者 右田 勉 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第874号	大阪市此花区高見1丁目3番37-1203号 債務者 内田 秀彦 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第954号	大阪府茨木市小柳町14番3号 フローラルハイツさわらぎ 202号 債務者 関 清美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第985号	大阪府寝屋川市秦町25番11号(203号) 債務者 笠原恵理紗 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第993号	大阪市東住吉区北田辺3丁目2番24号 ピースフルハイツⅠ 202号、前住所大阪市住之江区御崎1丁目6番28号 ロイヤル御崎302号 債務者 英智学院ことspicaこと 桶谷正人 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1188号	大阪府東大阪市本町12番8号 債務者 中尾 光利 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1235号	大阪府東大阪市俊徳町2丁目6番8号 302号 債務者 中井 光市 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1056号	大阪市北区中崎西4丁目3番43-2411号 債務者 飯田 和雄 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1266号	大阪市阿倍野区阪南町5丁目25番18号 203号 債務者 原 靖彦 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1342号	大阪府東大阪市下町4丁目3番15-402号 債務者 奥田 進治 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1439号	大阪市西成区千本北2丁目18番21号 イーハイム3号 債務者 井口 直美 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2050号	東京都中野区南台4丁目14-17-201 債務者 渡邊 匠 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2103号 神奈川県横須賀市汐入町3丁目81-101 債務者 一氏 啓太 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2108号 東京都杉並区上荻4丁目10-12-406 債務者 山田 豊広 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2109号 東京都北区東十条1丁目9-9-403 債務者 松本誠こと 姜 貞赫 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2111号 大阪府東大阪市日下町5丁目3番9号 レオパレスヴィラ 107、前住所大阪市此花区北港白津2丁目1番56号 債務者 成林 悟 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2115号 東京都練馬区関町南3丁目6-22-605 債務者 小林 千晴 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2177号 東京都江戸川区松江3丁目17-17 債務者 望岡 貴行			1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第2266号 東京都品川区東五反田2丁目21-11-513 債務者 佐々木清史 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1116号 大阪市東淀川区下新庄4丁目2番7号 シャーメゾン京和 302号 債務者 卵山 杏菜 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 破産手続廃止	令和6年(フ)第235号 北海道釧路市春採4丁目9番3号 破産者 株式会社藤真 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 釧路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第31号 東京都八王子市長房町1382番地1 グリーンハイツA棟102号 破産者 河島 保子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第759号 大阪市平野区喜連東1丁目7番21号 301号 債務者 木津桃百花 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第1144号 堺市西区上162番地12 破産者 マザーズラブ株式会社 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第1455号 東京都西多摩郡日の出町大字大久野4313番地 破産者 松尾 功 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第40号 東京都小金井市緑町5丁目15番16号コーポ三森202 破産者 小嶋 乾嗣 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1000号 大阪府寝屋川市寝屋1丁目3番1-1509号 債務者 相原 由希(旧姓石川) 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和4年(フ)第769号 神戸市中央区加納町3丁目1番26号 破産者 株式会社セントラルシティ 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1689号 東京都町田市三輪町43番地1 ベルコロレⅠ 102 破産者 大國 早織(旧姓寺田) 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第87号 東京都八王子市上柚木3丁目5番地1-402 破産者 井之上貴志 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1076号 大阪府東大阪市楠根2丁目12番26号 債務者 緒方 潤也 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第1098号 神戸市東灘区御影本町2丁目19番8号 破産者 有限会社エピック 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1692号 東京都武蔵野市関前3丁目31番17号ハイツミユキ103、開始決定時の住所東京都武蔵野市関前2丁目5番1号高岩方 破産者 氏家 元泰 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第106号 東京都西東京市柳沢1丁目15番3-804号 破産者 佐藤 誠 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2223号 東京都羽村市緑ヶ丘4丁目10番地41 破産者 下地佳菜子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第2233号 東京都立川市柴崎町3丁目4番17号岡部ビル 2階 破産者 株式会社W i l l M e i s t e r 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第107号 東京都西東京市柳沢1丁目15番3-804号 破産者 佐藤真由美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	

破産手続廃止及び免責許可決定**令和6年(フ)第521号**相模原市緑区西橋本2丁目26番6号
破産者 遠藤 春菜

- 1 決定年月日 令和7年4月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和4年(フ)第92号茨城県北茨城市中郷町石岡1056番地
破産者 大塚 早苗

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第45号茨城県日立市滑川本町1丁目9番6号
破産者 栗原 基泰

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第119号茨城県日立市助川町1丁目12番15-301号
破産者 亀山 淳一

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第707号静岡市清水区折戸5丁目6番2号 ヴィラナ
リーフ戸A棟401号室、旧住所静岡市清水区
緑が丘町11番30号

- 破産者 佐野 由衣
- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第4669号大阪府高槻市如是町43番25号 メゾン中島
305号

破産者 三宅 克志

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第51号

鳥取県倉吉市中河原469番地

破産者 松田 曜子

- 1 決定年月日 令和7年4月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和6年(フ)第30号岩手県釜石市大町1丁目9番26号 大町復興
住宅3号棟604号

破産者 白土 延子

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和6年(フ)第691号埼玉県坂戸市大字厚川63番地1 ブランシ
ー本社401号室

破産者 布留川恵美子（旧姓瀬山）

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第425号新潟市東区山木戸1丁目10番15号8 ライフ
クリエ2 C05号

破産者 長谷川洋治

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第493号

新潟市中央区鳥屋野3丁目8番15号

破産者 押田 雅之

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第498号

新潟県五泉市寺沢4丁目3番33号

破産者 手代木由美

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第513号

新潟市南区柳箇60番地

破産者 泉 和宏

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3号

新潟市西蒲区南谷内570番地4

破産者 金川由美子

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第8号

新潟市東区太平2丁目9番地4

破産者 山本 和義

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第546号愛知県西尾市羽塚町坊山20-5、住民票上の
住所愛知県安城市桜井町咽首38番地

破産者 横山 竜大

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第551号愛知県豊田市前山町4丁目4番地1 シャン
ボール 三栄前山I 205号、前住所愛知県
豊田市緑ヶ丘5丁目9番地1 グリーンハイ
ツB102号

破産者 太田 芳幸

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第554号愛知県刈谷市井ヶ谷町中前田20番地1 アン
ソレイユA102号

破産者 近藤 秀文（旧姓佐藤）

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第617号愛知県豊田市神田町1丁目5番地1 神田
コーポラス1103号

破産者 井上 政彦

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第650号

- 愛知県岡崎市石神町8番地15
破産者 柴田塗装店こと 柴田 正博
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第379号

- 宮崎市大塚町竹原2056番地1 ロワイアルヒルズ壱番館207号
破産者 松田 健
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第415号

- 宮崎市高岡町浦之名4781番地
破産者 吉瀬 里美
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第443号

- 宮崎市船塚3丁目38番地
破産者 水保 卓也
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第463号

- 宮崎市大橋3丁目71番地 リバーサイド大橋805号
破産者 廣本 輝彦

- 1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第470号

- 宮崎市末広2丁目1番29号
破産者 武田 美幸
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和6年(フ)第131号

- 奈良県香芝市真美ヶ丘6丁目10番地
破産者 有限会社ウイード
1 決定年月日 令和7年4月7日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和5年(フ)第980号

- 神戸市西区伊川谷町有瀬696番地47
破産者 株式会社春名工務店
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2072号

- 東京都武蔵野市八幡町2丁目5番3-406号
破産者 益田 直典
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第651号

- 最後の住所 横浜市港南区日野中央3丁目21番25-302号、開始決定時の住所横浜市港南区日野2丁目55番9号
破産者 亡石崎紀昭相続財産(開始決定時の表示石崎紀昭)

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第294号

- 三重県鈴鹿市磯山2丁目14番7号 フアミーウスズカB203
破産者 太田 龍三
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第48号

- 静岡県掛川市緑ヶ丘2丁目11番地の11 レスピワール102、開始決定時の住所静岡県掛川市緑ヶ丘2丁目7番地の3 口リヴィエⅠ202

破産者 黒田 光雄

- 1 決定年月日 令和7年4月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和6年(フ)第939号

- 神戸市灘区鶴甲3丁目5番33-303号、従前の住所大阪府大東市諸福6丁目7番12号 トレス・ステラ103号
破産者 小林 拓海
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第158号

- 釧路市昭和中央1丁目44番38号
破産者 川名 眞

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和6年(フ)第1874号

- 横浜市戸塚区矢部町1674番地32、開始決定時の住所横浜市戸塚区汲沢1丁目23番10-502号
破産者 藤田 宏

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2010号

- 横浜市青葉区しらとり台53番地11 ガーデンコート峯101
破産者 戸山 優太

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2167号

- 神奈川県大和市中央6丁目12番2号 マリエール203
破産者 白井 真

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ) 第2265号 横浜市鶴見区江ヶ崎町26番16号 破産者 進藤 俊明 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで 2 一般調査期日 令和7年7月7日午後2時 令和7年4月8日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和5年(フ) 第2832号 大阪市浪速区難波中2丁目10番52-503号 破産者 I M P R E S S 合同会社 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時40分 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ) 第4861号 大阪府東大阪市小阪本町1丁目2番15-304号 破産者 今田 正彦 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月23日午後2時50分 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ) 第1110号 堺市美原区太井574番地4 破産者 有限会社ホリカワ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時 令和7年4月8日 大阪地方裁判所堺支部破産係 令和6年(フ) 第332号 長崎県長崎市女の都1丁目1447番地1 破産者 上野 貴雄 1 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 2 一般調査期日 令和7年6月25日午前11時45分 令和7年4月9日 長崎地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ) 第2319号 大阪府高槻市日吉台六番町33番7号 破産者 小野 良信 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年6月26日午後3時 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部 令和4年(フ) 第54号 新潟市西区小針上山1番10号 ハイツ渡岩101 破産者 野口 良美	1 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで 2 一般調査期日 令和7年7月29日午後1時30分 令和7年4月9日 新潟地方裁判所民事部 免責許可申立てに関する意見 申述期間 令和5年(フ) 第2335号 大阪市住吉区帝塚山東4丁目3番5号 破産者 中岡 孝 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部 特別清算開始 令和7年(ヒ) 第3007号 大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル12-12 清算株式会社 株式会社プロコン 代表清算人 牛澤 清悟 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(ヒ) 第3008号 大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル12-12 清算株式会社 スカーレット株式会社 代表清算人 牛澤 清悟 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 大阪地方裁判所第6民事部 特別清算終結 令和6年(ヒ) 第16号 新潟市東区中山7丁目34番10号 清算株式会社 北陸中山管財株式会社 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 新潟地方裁判所民事部 小規模個人再生による再生手続開始 令和7年(再イ) 第3号 北海道恵庭市黄金南6丁目9番地1 (グラントミラージュV205号) 再生債務者 川村 学	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(再イ) 第31号 札幌市清田区平岡10条1丁目1番37号 アルファハイツ北野205号 再生債務者 神田 義巳 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(再イ) 第43号 札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-107号 再生債務者 今 榎平 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(再イ) 第50号 札幌市中央区南9条西4丁目7番1-411号 再生債務者 鈴木 健太 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(再イ) 第8号 福島県郡山市田村町金屋字杉ノ宮6番地の1 再生債務者 松本 良博 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 福島地方裁判所郡山支部再生係
--	--	--	---

令和7年(再イ)第9号	福島県郡山市静町21番8号 再生債務者 八巻 裕志 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 福島地方裁判所郡山支部再生係
令和7年(再イ)第10号	兵庫県川辺郡猪名川町若葉1丁目46番地4 再生債務者 川口 綾 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
令和7年(再イ)第8号	山口県下関市山の田本町20番1-916号 アーデントクレイル山の田本町 再生債務者 坂口 康仁 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 山口地方裁判所下関支部再生係
令和7年(再イ)第9号	奈良県宇陀市大字陀麻生田627番地の11 再生債務者 山本 和則 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第15号	大阪府泉佐野市高松北2丁目1番63-201号 (前住所)大阪府泉佐野市大西1丁目23番1-103号 再生債務者 河路 正 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第10号	兵庫県川辺郡猪名川町若葉1丁目46番地4 再生債務者 川口 綾 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月2日まで 福島地方裁判所
令和7年(再イ)第7号	岩手県紫波郡紫波町北日詰字白旗46番地9 再生債務者 吉田 建 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年(再イ)第8号	山口県下関市山の田本町20番1-916号 アーデントクレイル山の田本町 再生債務者 坂口 康仁 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(再イ)第10号	岩手県滝沢市巣子276番地37 再生債務者 欠畠 幸博 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(再イ)第9号	奈良県宇陀市大字陀麻生田627番地の11 再生債務者 山本 和則 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月22日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第16号	大阪府泉佐野市高松北2丁目1番63-201号 (前住所)大阪府泉佐野市大西1丁目23番1-103号 再生債務者 河路 正 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第16号	大阪府泉佐野市高松北2丁目1番63-201号 (前住所)大阪府泉佐野市大西1丁目23番1-103号 再生債務者 河路 正 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(再イ)第3号	群馬県北群馬郡棟東村大字長岡1440番地1 再生債務者 野口 光広 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第12号	さいたま市見沼区大字南中野66番地38 再生債務者 北野 晃 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第10号	新潟市南区小蔵子89番地16 再生債務者 渡辺 翔 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月11日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第4号 三重県伊勢市二見町溝口207番地43 再生債務者 池田 健治 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 津地方裁判所伊勢支部再生係	令和7年(再イ)第9号 和歌山県岩出市曾屋258番地の27 再生債務者 YOSAパーク和歌山こと 松田 舞香 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(再イ)第12号 宮崎市阿波岐原町乙名無田951番地2 再生債務者 秋元マリ子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月29日まで 宫崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年(再イ)第16号 (営業所の所在地) 大阪府柏原市安堂町1-29、(住所) 大阪府柏原市円明町6番15-202号 シャインエメラルド 再生債務者 総合芸能センターキャッチこと 川上 哲 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第8号 大阪市中央区谷町5丁目5番2-315号 再生債務者 平嶋 将士 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第38号 岡山県玉野市長尾1853番地5 再生債務者 春名 亮 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月23日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第7号 金沢市芳賀1丁目7番20号 パークサイト玉川 601号 (従前の住所) 横浜市青葉区元石川町3542番地2 再生債務者 德海 宏志 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで 金沢地方裁判所民事部	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和5年(再イ)第240号 神奈川県茅ヶ崎市松浪2丁目9番15-29号 再生債務者 中野 友輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第9号 大阪市淀川区三国本町1丁目13番8-305号 再生債務者 親泊 明博 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第41号 佐賀県鳥栖市宿町1063番地1 ロイヤルステージタウン鳥栖D棟110 再生債務者 光永祐一郎 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(再イ)第9号 静岡県沼津市岡宮1414番地の22 再生債務者 服部 晓 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(再イ)第232号 神奈川県藤沢市土棚830番地の3 Vinculum301号 再生債務者 岩内 俊明 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第7号 神戸市北区君影町1丁目1番6-202号 再生債務者 橋本 知佳(旧姓眞内) 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第2号 大分市明野北1丁目3番36-11号 再生債務者 江藤 優樹 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第11号 堺市西区鳳中町10丁14番地3 プレセランス205号 再生債務者 中江 肇 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年(再イ)第33号 愛知県豊橋市高師町字北新切241番地 PR OMENADE高師B301 再生債務者 上坂 未央 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで 令和7年4月3日 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(再イ)第31号 兵庫県姫路市神屋町4丁目71番地4 再生債務者 神屋電気こと 田野 景三 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月20日から令和7年6月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部			

令和7年（再イ）第5号 千葉県船橋市北本町2丁目25番4号 再生債務者 古賀 智博 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 25日まで 令和7年4月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年（再イ）第111号 東京都府中市矢崎町2丁目17番地の5 再生債務者 香川 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第69号 大阪市福島区鷺洲6丁目1番5-220号 再生債務者 渡邊 雄平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（再イ）第48号 群馬県伊勢崎市太田町1168番地21 再生債務者 菊池 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年（再イ）第124号 東京都八王子市川口町1540番地671 再生債務者 清野 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（再イ）第87号 大阪府泉大津市曾根町2丁目11番36-4号 再生債務者 寺本 秀樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（再イ）第184号 埼玉県川口市大字新堀178番地の26 再生債務者 市村 京介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月8日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年（再イ）第128号 東京都八王子市小宮町951番地8 再生債務者 坂田 大育 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 函館地方裁判所	令和6年（再イ）第24号 函館市西桔梗町835番地59 再生債務者 吉田 辰也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 函館地方裁判所
令和6年（再イ）第67号 埼玉県越谷市大字平方338番地2 再生債務者 菅野 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和6年（再イ）第91号 静岡市葵区羽鳥4丁目11番3号 再生債務者 大村 莉子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月8日 静岡地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 函館地方裁判所	令和6年（再イ）第36号 函館市尾札部町62番地 再生債務者 西谷 真実 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 函館地方裁判所
令和6年（再イ）第76号 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4012番地4 再生債務者 三浦 宇宙 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月8日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第2号 三重県松阪市山室町92番地11 再生債務者 中村 守男 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 津地方裁判所松阪支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月4日 前橋地方裁判所太田支部	令和6年（再イ）第45号 和歌山市木ノ本342番地132 再生債務者 橋本 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月8日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年（再イ）第3号 三重県松阪市六呂木町745番地1 再生債務者 村田佳寿人	令和6年（再イ）第36号 金沢市朝霧台1丁目178番地 W e m b l e y 205号 再生債務者 吉田 俊太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 金沢地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月7日 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年（再イ）第40号 群馬県藤岡市下日野243番地 再生債務者 大橋 敏行 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月7日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第152号 神戸市北区藤原台南町3丁目10番1号 C 202号 再生債務者 大津 陸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年(再イ)第115号 兵庫県高砂市米田町米田989番地の1 ネオハイツ高砂302号 再生債務者 桑口 和久 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月8日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(再イ)第1号 鳥取県鳥取市大覚寺121番地15 再生債務者 南條喜代美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月9日 鳥取地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第6号 岡山市中区平井3丁目996番地36 再生債務者 丹羽 勝裕 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月8日 岡山地方裁判所第3民事部
--

令和6年(再イ)第43号 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8126番地 再生債務者 播本 誠二 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月7日まで 令和7年4月9日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年(再ロ)第4号 奈良市平松2丁目24番3-1号 再生債務者 後藤富美子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 奈良地方裁判所 令和6年(再ロ)第3号 群馬県太田市鶴生田町902番地28 再生債務者 渋谷 善則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 前橋地方裁判所太田支部 令和6年(再ロ)第12号 大阪市西淀川区花川1丁目17番8号みゆき荘 23号室(営業所の住所 大阪市西淀川区柏里3丁目3番3号) 再生債務者 行政書士事務所KAZUこと 河内 一晃 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月8日 大阪地方裁判所第6民事部
--

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。 令和7年(チ)第1号 茨城県石岡市杉並4丁目9番25号 申立人 山下 匡美 住所・居所 不明 (最後の住所) 茨城県新治郡玉里村高崎739番地 所在等不明共有者 山下 和吉 届出期間満了日 令和7年8月7日 令和7年4月7日 水戸地方裁判所土浦支部 (別紙) 物件目録 所在 小美玉市上玉里字下田 地番 2583番 地目 田 地積 1559平方メートル 所在等不明共有者の持分 2分の1 会社その他の公告 合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散するにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 (甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和7年4月7日 掲載頁 七十二頁(右外第七十八号)

令和七年四月十七日 東京都港区芝浦四丁目111番1-7-111号 (甲) G10bab1KAHD1d1 n g s株式会社 代表取締役 カスーセンチャールズ 東京都港区南麻布一丁目一番五-105号 (乙) 株式会社G10bab1Step Academyst 代表取締役 加藤 道緒 組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月十七日 東京都渋谷区上原1-1-1111-1F 合同会社Sam pagitt 代表社員 小笠原由季 組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 効力発生日は令和七年五月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社はちばかんします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月十七日 横浜市西区北幸二丁目10番4号 むつみビル三階 合同会社はちはち 代表社員 篠山 龍青 組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月十七日 大阪府堺市北区南花田町14番地3 合同会社FUJI TECNOLGY 代表社員 九折 勇也 組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年四月十七日 兵庫県姫路市大津区天瀬五三八番地10 合同会社リバティープ 代表社員 柴田 愛 愛
